

事務連絡

平成 29 年 3 月 6 日

介護サービス事業者 各位

今治市健康福祉部

高齢介護課長

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律による
在留資格「介護」の新設に係る特例措置について（周知）

平成 28 年 11 月 28 日に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 88 号）が公布され、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人に対して、国内で介護福祉士として介護又は介護の指導を行う業務に従事することを可能とする在留資格「介護」が新たに創設され、公布の日から起算して 1 年以内に施行されることとなっています。在留資格「介護」は、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の国家資格を取得した者が対象とされる予定です。

今般、同法を所管する法務省入国管理局入国在留課から、厚生労働省を通じて、別添のとおり、平成 29 年 4 月から施行日までの間に、在留資格「介護」に該当する活動を開始しようとする外国人から、在留資格変更許可申請又は上陸申請があった場合には、在留資格「特定活動」を許可することにより、介護福祉士として就労することを認める特例措置を実施することとした旨の連絡がまいりましたので、お知らせします。